

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	島根県公立高等学校等奨学のための給付金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県教育委員会は、島根県公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

島根県公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務では、県立学校の事務室と学校企画課で事務を行っているが、県立学校事務室に対しても、特定個人情報の取り扱いを徹底するよう周知を図っている。

## 評価実施機関名

島根県教育委員会

## 公表日

平成30年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	島根県公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
②事務の概要	島根県公立高等学校等奨学のための給付金給付要綱に基づき、高校生等の保護者であって、島根県の区域内に住所を有する者へ島根県公立高等学校等奨学のための給付金を支給する業務。保護者等全員の前年度所得により給付の有無を判定するため、保護者等全員の各種所得情報を情報提供ネットワークを通じて照会する。
③システムの名称	エクセル、ワード
2. 特定個人情報ファイル名	
島根県公立高等学校等奨学のための給付金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、島根県条例第51号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、島根県条例第51号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県教育庁学校企画課
②所属長	学校企画課長 福間 俊行
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁学校企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁学校企画課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

